5　開始決定の時における給付資金の額　金160万5,460円
6　支給申請期間　平成26年10月24日から平成26年12月24日までの間
7　犯罪被害財産の没収の裁判に関する事項
⑴　裁判所名　京都地方裁判所
⑵　裁判年月日　平成26年４月24日
⑶　確定年月日　平成26年５月９日
⑷　被告人の氏名　深津紘二朗
⑸　没収の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
被告人らは、電話で、健康補助食品の注文を受けた事実がないのに、これがあるかのように装って被害者を欺き、健康補助食品を代金引換の方法で郵送し、その代金の名目で現金を被告人らが管理する銀行口座に振込入金させ、これをだまし取っていたものであるが、その犯罪収益の帰属を仮装しようと企て、被告人らは、共謀の上、平成25年７月８日から同年８月13日までの間、合計559回にわたり、情を知らない郵便局員をして、被告人らが管理するゆうちょ銀行の小菅高広名義の口座に現金合計2,632万7,500円をそれぞれ振込入金させ、もって犯罪収益の取得につき事実を仮装したものである。
（罪　　名）
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反
8　この公告に関する問合せ先（申請書の持参又は郵送による提出窓口）
〒602―8510　京都市上京区新町通下長者町下る両御霊町82　京都法務合同庁舎
京都地方検察庁　被害回復給付金事務担当
電話番号075―441―9286（広報担当直通）
○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（京都地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。
○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分にかかる裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（京都地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。
１．供託者の商号　ブルーオーシャンアセットマネジメント株式会社
２．住所　大阪府大阪市中央区伏見町二丁目５番９号
３．代表者の氏名　山本　隆史
４．取戻しをしようとする営業保証金の額
5,000,000円
５．上記の者（登録番号近畿財務局長（金商）第301号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成27年４月24日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて近畿財務局理財部証券監督課に提出されたい。
６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。
平成26年10月24日
近畿財務局長　冨永　哲夫

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成26年10月24日
関東地方整備局長　越智　繁雄
１　処分をした年月日　平成26年９月25日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社リードテック　豊永　孝規　東京都新宿区新宿１－４－11　国土交通大臣許可（特―24）第19638号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及び鋼構造物工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成26年８月１日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成26年10月24日
関東地方整備局長　越智　繁雄
１　処分をした年月日　平成26年９月25日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　トライアン株式会社　松橋　幹生　長野県長野市松岡２－６－18　国土交通大臣許可（般・特―21）第23481号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業及び屋根工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成26年８月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成26年10月24日
関東地方整備局長　越智　繁雄
１　処分をした年月日　平成26年９月25日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　千代田産業株式会社　千北　浩司　千葉県船橋市山野町25―１　国土交通大臣許可（般―21）第23467号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成26年８月28日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成26年10月24日
関東地方整備局長　越智　繁雄
１　処分をした年月日　平成26年９月25日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ラックランド　望月圭一郎　東京都新宿区西新宿３―18―20　国土交通大臣許可（般・特―21）第10470号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する特定建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成26年８月29日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成26年10月24日
関東地方整備局長　越智　繁雄
１　処分をした年月日　平成26年９月25日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ソーダニッカ株式会社　長洲　崇彦　東京都中央区日本橋３―６―２　国土交通大臣許可（般・特―21）第8986号